

国官技第 246 号
国総公第 155 号
令和 3 年 12 月 24 日

各地方整備局 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房 技術調査課長
総合政策局 公共事業企画調整課長
(公印省略)

少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法について（試行）

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）では、発注者の責務として、施工者が担い手確保のための適正な利潤を確保できるよう、施工の実態等を的確に反映して積算するなどにより、予定価格を適正に定めることとされている。

この一環として、年間降雪量に応じて毎年度の工事量が大きく変動する特性がある道路除雪工では、持続的な除雪体制を確保・維持するため、少雪の年でも必要となる固定的経費を計上する仕組を構築し、適正な利潤を確保できるようにすることが重要である。

このため、少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法について、下記のとおり試行することとしたので通知する。

記

1. 対象工事

原則として、当初契約において道路除雪工を計上している道路の維持管理を目的とした以下の工事を対象とする。

- ① 除雪単独工事
- ② 通年維持工事

2. 積算方法等

除雪機械の機種や台数に応じて、少雪時においても必要となる固定的な経費として、除雪体制の確保・維持に必要な除雪機械の管理・維持等にかかる機械経費等を発注工事単位で算出（以下、「固定的経費（全体額）」という。）し、算出された額から除雪実作業経費及び除雪待機費の合計額を控除した額を精算変更時に「固定的経費（計上額）」として直接工事費に計上するものとする。

なお、除雪実作業経費及び除雪待機費の合計額が「固定的経費（全体額）」を上回った場合は適用しない。

3. 適用

本通達は、令和3年12月24日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

なお、令和3年度に道路除雪を実施する工事で、令和3年12月24日以前に入札手続を行った既契約工事においても、変更契約を行う工事から試行を適用できるものとする。